

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 看護学研究科 看護学専攻（D）

【設置の趣旨・目的等】

1. 養成する人材像及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）について、以下の点が明確になるよう具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。（是正事項）・・・ 3

(1) 「設置の趣旨等を記載した書類（資料）」の「資料3」において、CP2に基づいて配置されている「専門科目」の履修を通じてDP1、2、3に掲げる資質・能力を涵養することが示されていると見受けられる一方で、同書類の「資料2」においてCP2とDP3は線で結ばれていないことから、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの対応関係について書類間で齟齬が生じており、ディプロマ・ポリシーに整合するカリキュラム・ポリシーが適切に設定されているとは判断できない。このため、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性について図や表を用いて改めて明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(2) アドミッション・ポリシーについて、関連する審査意見への対応を踏まえ、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシー、教育課程等との整合性を担保した上で、妥当なものであることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること

【設置の趣旨・目的等】

2. 大学院設置基準第14条に規定する「夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う」こととなっているが、当該教育方法の特例について学則上に記載が見受けられないため、本学学則において、教育方法の特例の対象となる専攻や、特例による履修方法等について、明確に記載すること。（改善事項）・・・ 5

【教育課程等】

3. 「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の「IV3 研究指導」において、「選択した分野における主指導教員を中心としながら、1～2名の副指導教員及びその分野に属する教員が研究指導に携わる。」とあり、主指導教員の役割については示されている一方で、副指導教員については研究指導における役割が記載されていないことから、適切な研究指導体制が整備されているのか疑義がある。このため、研究指導における副指導教員としての役割について明示した上で、適切な研究指導体制が整備されていることについて具体的に説明すること。（改善事項）・・・ 6

【教育課程等】

4. 「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の「IV 3（9）主査・副査の決定（3年次後期）」において、「主査はマル合教員とし、主査及び副査の内の2名以上はマル合教員、2名以上は教授から選抜し厳密性を担保する。」と説明されている。このことについて、主査及び副査については学内教員のみで構成することとしているのか、学外教員等が加わることも想定しているのか判然としない。このため、学外教員等が審査に参画する場合は、当該学外教員等に求める能力や業績等の基準を明確にするなど、適切な専門性と客観的視点に基づく論文審査体制が整備されていることについても明確に説明すること。（改善事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

【施設・設備等】

5. 図書館の開館時間について、例えば平日は午後6時以降の授業時間中に閉館時間を迎えるように見受けられるなど、社会人を含めた本研究科の多様な学生の利便性に配慮した開館時間となっているか判然としない。このため、本学の図書館の開館時間が、受け入れる学生の利便性に配慮し、本研究科の教育研究上支障のないものであることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。（改善事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

【その他】

6. 「設置の趣旨等を記載した書類（資料）」の「資料4」において履修モデルが示されているが、「専門科目」欄に「ケア協働構築特講」と記載されている一方で、「基本計画書」の「教育課程等の概要」において当該授業科目に関する記載が見受けられず、書類間に齟齬が生じていることから、関連する記載を適切に改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・・・ 12

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

【設置の趣旨・目的等】

1・養成する人材像及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）について、以下の点が明確になるよう具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(1) 「設置の趣旨等を記載した書類（資料）」の「資料3」において、CP2に基づいて配置されている「専門科目」の履修を通じてDP1、2、3に掲げる資質・能力を涵養することが示されていると見受けられる一方で、同書類の「資料2」においてCP2とDP3は線で結ばれていないことから、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの対応関係について書類間で齟齬が生じており、ディプロマ・ポリシーに整合するカリキュラム・ポリシーが適切に設定されているとは判断できない。このため、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性について図や表を用いて改めて明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(2) アドミッション・ポリシーについて、関連する審査意見への対応を踏まえ、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシー、教育課程等との整合性を担保した上で、妥当なものであることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること

(対応)

(1) 「資料2」、「資料3」間のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの対応関係

ご指摘のとおり、提出した「資料2」、「資料3」間でディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの対応関係について不明確な点があったことから、「資料2」、「資料3」を視認性に留意し整理、修正し、その間において整合性を図った。さらに、「カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーと授業科目の関係」の表を作成し、その対応関係の明確化を図った。

(2) アドミッション・ポリシー

(1)の「ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの対応関係」の整合性を踏まえたうえで、アドミッション・ポリシーは、以下のとおりとした。

アドミッション・ポリシー（AP）は、博士後期課程の入学希望者に対し求める学力を示している。本学、大学院看護学研究科博士後期課程のカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を経て、ディプロマ・ポリシーに記載する資質・能力を修得するには、AP1～3を前提とする。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (11 ページ) 及び資料

新	旧
設置の趣旨等を記載した書類 (資料) (資料 2) 【別紙 1】参照	設置の趣旨等を記載した書類 (資料) (資料 2) 【別紙 2】参照
設置の趣旨等を記載した書類 (資料) (資料 3-1) 【別紙 3】参照 (資料 3-2) 【別紙 4】参照	設置の趣旨等を記載した書類 (資料) (資料 3) 【別紙 5】参照
設置の趣旨を記載した書類 (本文) 11 ページ (3) アドミッション・ポリシー (再掲) <u>アドミッション・ポリシー (AP) を次のとおり策定する。</u> <u>アドミッション・ポリシー (AP) は、博士後期課程の入学希望者に対し求める学力を示している。本学、大学院看護学研究科博士後期課程のカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を経て、ディプロマ・ポリシーに記載する資質・能力を修得するには、AP 1～3 を前提とする。</u>	設置の趣旨を記載した書類 (本文) 11 ページ (3) アドミッション・ポリシー (再掲) 本研究科の教育理念に基づき、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえた入学者に求める資質・能力をアドミッション・ポリシーとして次のとおり策定する。

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

【教育課程等】

2. 大学院設置基準第 14 条に規定する「夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う」こととなっているが、当該教育方法の特例について学則上に記載が見受けられないため、本学学則において、教育方法の特例の対象となる専攻や、特例による履修方法等について、明確に記載すること。

(対応)

ご指摘のとおり、本大学院学則には該当の記述がなかったが、当該部分については、令和 4 年 6 月 24 日付け富山県立大学看護学研究科設置認可申請に係る補正申請書（看護学研究科看護学専攻（修士課程））において文部科学大臣に申請し、本大学院学則を令和 5 年 4 月 1 日付けで改正したにもかかわらず、誤って改正前の学則を提出してしまったものであり、改正後の学則を再提出する。

(新旧対照表) 学則 (38 ページ)

新	旧
<p>(教育方法の特例) 第13条の2 次の研究科又は専攻においては、<u>大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条の規定により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</u> 看護学研究科看護学専攻</p>	<p>(本大学院学則には既に記載があるにもかかわらず、誤って未記載となっていた。)</p>

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

【教育課程等】

3. 「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の「IV 3 研究指導」において、「選択した分野における主指導教員を中心としながら、1～2名の副指導教員及びその分野に属する教員が研究指導に携わる。」とあり、主指導教員の役割については示されている一方で、副指導教員については研究指導における役割が記載されていないことから、適切な研究指導体制が整備されているのか疑義がある。このため、研究指導における副指導教員としての役割について明示した上で、適切な研究指導体制が整備されていることについて具体的に説明すること。

(対応)

ご指摘のとおり、副指導教員について研究指導における役割が記載されていないことから、副指導教員の役割を「主指導教員と協力して学生の研究指導を補助的に行う」と明示した。

また、適切な研究指導体制が整備されていることについて具体的に説明するために、「3 研究指導」の本文を再検討し、「(1)研究指導体制」の項目を追加し、1)研究指導に関わる教員の構成と決定、2)主指導教員の役割、3)副指導教員の役割について記載した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (13～14 ページ)

新	旧
<p>3 研究指導</p> <p><u>(1)研究指導体制</u></p> <p><u>研究指導の充実を図るため、複数の教員による研究指導を行う。指導体制及び各教員の役割については以下の通りとする。</u></p> <p>—</p> <p><u>1) 研究指導に関わる教員の構成と決定</u></p> <p><u>① 研究指導に関わる教員の構成は、④資格を持つ主指導教員 1 名、合以上の資格を持つ副指導教員 1～2 名とする。</u></p> <p><u>② 主指導教員は、入学願書出願時に学生が希望教員を選択し、入学後に本学看護学研究科委員会で決定する。なお、主指導教員が指導する学生数については、十分な研究指導が可能であることを考慮する。</u></p>	<p>3 研究指導</p> <p>研究指導は、看護科学特別研究の科目において行うこととする。学生が専門性・学術性を深めるにあたって、広範な視野と多様な視点からの研究指導を行うために、選択した分野における主指導教員を中心としながら、1～2名の副指導教員及びその分野に所属する教員が研究指導に携わる。指導にあたっては、学際的視野を広めるために必要時には他分野の教員から指導を受けることも想定する。主指導教員は、研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画を明示するために作成する研究指導計画書を作成し、担当学生の研究課題の決定、研究計画書の作成、研究の実施、博士論文の作成、論文審査等において指導計画書を用いて具体的な指導を行う。</p>

<p>③ <u>副指導教員は、入学後、主指導教員が学生と相談の上、選出し、本学看護学研究科委員会で決定する。</u></p>	
<p>2) <u>主指導教員の役割</u></p> <p>① <u>主指導教員は、研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画を明示するために研究指導計画書を作成し、担当学生の研究課題の決定、研究計画書の作成、研究の遂行、博士論文作成、論文審査等において具体的な指導を行う。</u></p> <p>② <u>主指導教員は、研究指導スケジュールを参考に、担当学生の研究進捗状況に応じて、研究計画発表会開催の要請、「人を対象とする研究」倫理審査部会への審査申請、中間報告会開催の要請を行う。</u></p>	
<p>3) <u>副指導教員の役割</u></p> <p><u>副指導教員は、研究計画、倫理審査申請書の作成、研究遂行、学位論文作成等において、主指導教員と協力して学生の研究指導を補助的に行う。</u></p>	

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

【教育課程等】

4. 「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」の「IV 3 (9) 主査・副査の決定 (3年次後期)」において、「主査はマル合教員とし、主査及び副査の内の2名以上はマル合教員、2名以上は教授から選抜し厳密性を担保する。」と説明されている。このことについて、主査及び副査については学内教員のみで構成することとしているのか、学外教員等が加わることも想定しているのか判然としない。このため、学外教員等が審査に参画する場合は、当該学外教員等に求める能力や業績等の基準を明確にするなど、適切な専門性と客観的視点に基づく論文審査体制が整備されていることについても明確に説明すること。

(対応)

ご指摘のとおり、主査及び副査が学内教員のみで構成することとしているのか、学外教員等が加わることも想定しているのか判然としないものであった。

適切な専門性に基づく論文審査体制には、学外教員等が加わるが必要な場合があるため、他大学大学院の専任教員を副査として加わることができることを明示し、またその能力や業績についての基準を、当該学位論文の分野の研究実績を有し、かつ博士課程の研究指導教員の資格を有する者と定めた。

また、審査体制について、本文に「(2)審査体制」の項目を追加し、「主査は◎教員とし、主査及び副査の内2名以上は◎教員、2名以上は教授から選抜」、「主査は主指導教員以外の教員」と明示し適切な専門性、客観的視点に基づく審査体制であることを明確にした。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (14 ページ)

新	旧
(2) 審査体制	(新設)
<u>①学生の研究成果を取りまとめた博士論文を審査するため、看護学研究科委員会は、学生ごとに主査1名及び副査2名からなる「論文審査会」メンバーを選定し、学生に通知する。</u>	
<u>②主査は主指導教員以外の◎教員とし、主査及び副査の内2名以上は◎教員、2名以上は教授から選抜し厳密性を確保する。ただし、主指導教員は副査になることはできない。</u>	
<u>③看護学研究科委員会が必要と認めるときは、他大学大学院の専任教員等を副査と</u>	

<p><u>することができる。この場合、当該学位論文の分野の研究実績を有し、かつ博士課程の研究指導教員の資格を有する者とする。ただし、学位論文審査申請者と利害関係にある者は除く。</u></p>	
---	--

(改善事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

【施設・設備等】

5. 図書館の開館時間について、例えば平日は午後6時以降の授業時間中に閉館時間を迎えるように見受けられるなど、社会人を含めた本研究科の多様な学生の利便性に配慮した開館時間となっているか判然としない。このため、本学の図書館の開館時間が、受け入れる学生の利便性に配慮し、本研究科の教育研究上支障のないものであることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

ご指摘のとおり、現行の記載では、本学の図書館の開館時間が、社会人を含めた本研究科の多様な学生の利便性に配慮されているか判然としないものであった。

そこで、開館時間については現時点では記載のとおりではあるが、図書館の運営における学生の利便性に配慮した取組について記載し、本研究科の教育研究上支障がないものであることを説明した。

【図書館の運営における学生の利便性に配慮した取組】

- ① 蔵書等の貸出しに関しては、
 - ・研究室に所属している学生が他の学生の分もまとめて貸出しを受ける団体貸出制度があること
 - ・時間外でも返却できるブックポストを設置していること
- ② 電子コンテンツの文献検索・閲覧に関しては、
 - ・学内であれば、図書館閉館後も午前0時まで検索・閲覧可能な電子コンテンツを揃えていること
 - ・24時間、自宅からも検索・閲覧可能な電子コンテンツを多数揃えていること

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (28～29 ページ)

新	旧
<p>1 図書館運営</p> <p>図書館司書は、射水館と同じく外部へ委託する。図書の貸出業務や窓口対応のほか、本の発注や蔵書点検、他の図書館との相互貸出業務等を行う。</p> <p>図書館の開館時間は、平日午前8時半から午後7時（学部及び博士前期課程の期末試験期間は午後8時）、土曜日午前9時から午後4時であるが、随時、利用者アンケートを通じて開館時間の延長も検討する。</p>	<p>① 図書館運営</p> <p>図書館司書は、射水館と同じく外部へ委託する。図書の貸出業務や窓口対応のほか、本の発注や蔵書点検、他の図書館との相互貸出業務等を行う。</p> <p>図書館の開館時間は、平日午前8時半から午後7時（期末試験期間は午後8時）、土曜日午前9時から午後4時であるが、随時、利用者アンケートを通じて開館時間の延長も検討する。</p>

<p><u>また、社会人を含めた本研究科の多様な学生の利便性に配慮するため、以下のことに取り組んでいる。</u></p> <p><u>ア 蔵書等の貸出しに関しては、研究室を単位とし、研究室に所属している学生が他の学生の分もまとめて貸出しを受ける団体貸出制度を設けている。返却については、時間外でも返却できるブックポストを設置している。</u></p> <p><u>イ 文献検索・閲覧に関しては、院生研究室には無線 LAN を設置し、午前 0 時までの利用を認め、図書館の閉館後も大学内であれば検索・閲覧可能な電子コンテンツを備えている（検索：<u>CINAHL, PsycINFO, Cochrane Library 等、閲覧可能なジャーナル：Springer Link Journal, Wiley Online Library 等</u>）。さらに、<u>24 時間、自宅からも検索・閲覧可能な電子コンテンツを多数備えている。</u>（検索：<u>医中誌 WEB、閲覧可能なジャーナル：Web of Science, メディカルオンライン, メディカルファインダー等</u>）</u></p>	
--	--

(是正事項) 看護学研究科 看護学専攻 (D)

【その他】

6. 「設置の趣旨等を記載した書類 (資料)」の「資料4」において履修モデルが示されているが、「専門科目」欄に「ケア協働構築特講」と記載されている一方で、「基本計画書」の「教育課程等の概要」において当該授業科目に関する記載が見受けられず、書類間に齟齬が生じていることから、関連する記載を適切に改めること。

(対応)

ご指摘のとおり、「設置の趣旨等を記載した書類 (資料)」の「資料4」履修モデルの「専門科目」欄に「ケア協働構築特講」と記載しているが、これは、検討途中段階の科目名を申請書類に誤記載したものであり、最終的に授業科目として決定した基本計画書に記載の科目名「ケア実装特講」に修正して提出する。

また、小計の科目数、科目区分も誤っていたことから修正した。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (資料)

資料4 履修モデル①		資料4 履修モデル①	
科目 区分	授業科目の名称	科目 区分	授業科目の名称
基礎 科目	看護学研究特講	共通 科目	看護学研究特講
	ケアシステム特講		ケアシステム特講
	グローバルヘルス特講		グローバルヘルス特講
	小計 (3科目)		小計 (2科目)
専門 科目	データ駆動型ケア特講	専門 科目	データ駆動型ケア特講
	ケア創出特講		ケア創出特講
	ケア実装特講		ケア協働構築特講
	小計 (3科目)		小計 (10科目)
研究 科目	看護科学特別研究	研究 科目	看護科学特別研究
	小計 (1科目)		小計 (10科目)
【別紙6】参照		【別紙7】参照	

履修モデル②		履修モデル②	
科目 区分	授業科目の名称	科目 区分	授業科目の名称
基礎 科目	看護学研究特講	共通 科目	看護学研究特講
	ケアシステム特講		ケアシステム特講
	グローバルヘルス特講		グローバルヘルス特講
	小計（3科目）		小計（2科目）
専門 科目	データ駆動型ケア特講	専門 科目	データ駆動型ケア特講
	ケア創出特講		ケア創出特講
	ケア実装特講		ケア協働構築特講
	小計（3科目）		小計（10科目）
研究 科目	看護科学特別研究	研究 科目	看護科学特別研究
	小計（1科目）		小計（10科目）
【別紙8】参照		【別紙9】参照	